

健康保険 被扶養者現況報告のお願い

健康保険法施行規則第50条により、健康保険の被扶養者について資格確認を行います。被扶養者とは「国内に居住し、主として被保険者の収入により生計を維持しているもの」を指します。

被扶養者であった方が就職したり、収入が一定の金額を越えた場合には「被扶養者」とは認められなくなります。被扶養者がおられる方には、その資格確認をするために必要な書類を期日までに提出していただかなければなりません。

また、被扶養者でなくなった場合は、速やかに扶養から外す手続きをお願いします。

※なお、マイナンバーカードを保険証として利用するには、被扶養者も事業主にマイナンバー情報を提供する必要があります。事業主から依頼がありましたらご協力ください。

1. 資格確認の対象者・・・4月1日現在、16歳以上75歳未満の被扶養者

(但し、令和5年6月1日以降加入の被扶養者は除く)

2. 下記の方は健康保険の扶養から外れますので「被扶養者変更届(削除申請用)」と「健康保険・被保険者証」を事業所 担当者まで提出ください。

※COMPANYの家族異動申請にて対象者の社会保険扶養区分を忘れず変更してください。

- ・他健保の保険証を取得されている方(例：学生だった子供が就職など)
- ・収入が130万円以上の方 ※
- ・収入が130万円未満であるが、被保険者の年収の半分以上である方 ※
- ・日本国内に住民票がなく、例外認定にも該当しない方
(例外認定：留学生や海外赴任帯同家族など、生活の基礎が日本にあると認められる場合)
- ・海外赴任帯同家族であるが、収入が130万円(円換算)を超えた場合
- ・その他、扶養の実態がなくなった場合(別居独立、離婚など)

※<「60歳以上」、又は「障がい者の方」の場合>

- ・収入が180万円以上の方
- ・収入が180万円未満であるが、被保険者の年収の半分以上である方

<被扶養者変更届は文書管理サイト から在籍会社のシートを印刷>

電子ファイルサイト→KBS→KBS人事部→KC, KF, KB, KBS→01申請・届出

→14. 社会保険提出書類→被扶養者変更届20220901

3. 被扶養者としての資格継続のためは、下記の書類を提出ください

次の(1)～(2)のいずれかの書類

- (1) **就学中の学生** : 「在学証明書(予備校も含む)」又は「写真入り学生証のコピー」
(高校生以下は不要) 外国語記載の場合は翻訳文(翻訳者の署名入り)が別途必要
また、国内でアルバイトをしている方は「所得証明書」も必要
- (2) **学生以外の家族** : 下記①または②のいずれかは全員必要
 - ①「所得証明書」と、確定申告をされた方は「確定申告の写し全て」
 - ②「非課税証明書」と、確定申告をされた方は「確定申告の写し全て」

◎所得証明書及び非課税証明書の取得先は？

1月1日現在、住民票のある市区町村役場です。

令和5年度の所得証明書または非課税証明書を請求。(令和4年收入がわかる証明書)

◎確定申告は？

営業等・農業・配当・不動産等の申告をされた方

★老齢・遺族・障害等の年金を受給中の方は、下記の書類も必要

- ③老齢・遺族・障害等の「年金額改定通知書」・「年金振込通知書」のコピー
…(6月初旬に自宅宛郵送された、年金の支払額が記載されているもの)

★被保険者と別居の扶養家族の方について（学生及び単身赴任の留守宅家族を除く）
下記の書類を提出していただくことになっております。

- ④被保険者からの年間の仕送り送金額を証明できる書類
（「通帳」や「現金書留」のコピー。手渡しは不可）
仕送り額が、そのご家族の収入よりも多いことを確認させていただくため。

<書類提出期限 10月30日(月)>

各所属お取りまとめのうえ、被扶養者調査該当者一覧表と証明書類を健康保険組合西本宛に提出ください。

なお、事情により提出が遅れる場合はご一報願います。

(注意1) 証明書類の右上に赤字で社員番号(又は被保険者番号)、氏名を必ず記入してください。

(注意2) 提出期限までに書類が届かない場合は、健康保険の扶養から外れることがあります。

4. 問い合わせ先 健康保険組合 西本 04-7123-5067

以上

ご家族で人間ドック補助等をご希望される方へ

キッコーマン病院以外の病院での健診補助の利用方法を、本年度から大きく変更しています。病院の窓口で支払うのは、自己負担分の金額だけで良くなりました。

キッコーマン健保組合が契約している病院に、健診受診日の予約をしてください。

予約電話する際のポイントは、

- ①キッコーマン健康保険組合の保険証に書かれている「健保名」「記号」「番号」を教えてください。
- ②キッコーマン健保の健診の契約代行機関は、「株式会社バリューHR」と教えてください。
- ③希望する健診コースを尋ねられたら、「人間ドックコース」または「キッコーマン被扶養者健診制度」のどちらかを教えてください。

注：「人間ドックコース」30歳以上が対象、コース料金の7割補助（補助上限5万円）。

「キッコーマン被扶養者健診制度」35歳以上が対象、一般健診&女性検診が5千円で受診可。
それぞれの契約病院は、専用サイトに掲載しています

予約が出来たら、健診の受診前にその予約内容を専用Webサイトに登録してください。

補助申請を健診受診前に事前申請することになりますので、受診後に申請登録はできません。
サイトに初めてログインする際はIDとパスワードの取得が必要。（被保険者本人と共有です）

キッコーマン健康保険組合「人間ドック健診予約登録」

<https://secure.apap.jp/sso/servlet/SSOLoginServ?gid=G457&mode=pers>

